

低額所得者、高齢者、障害者の方などの

民間賃貸住宅への 入居を支援します



豊中市居住支援協議会

豊中市居住支援協議会ってなに？

豊中市居住支援協議会は、不動産事業者団体、福祉事業者団体、豊中市が協力体制を構築し、低額所得者や高齢者、障害者など住宅確保要配慮者の方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、平成30年(2018年)11月に設立いたしました。

不動産事業者団体

福祉事業者団体

豊中市

豊中市居住支援協議会

事務局：(一財)豊中市住宅協会

次の3つの事業に取り組みます

住宅確保要配慮者^{*}の民間賃貸住宅への入居支援(相談窓口の設置及びマッチングの実施)

新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及や住宅の登録促進に係る取組み

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る一元的な情報発信

^{*}住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障害者、被災者、子育て世帯などで住宅の確保に特に配慮を要する方々のことです。

みんなが困っていること…

家財を残されると…。その間、家賃は入らないし…。処分するにもお金かかるし…

被災したので家を探さないと…

建て替えて立ち退くので、次の家を探さないと…

離婚したので、家を探さないと…

困ったなァ…

病気で休んでいたけど、仕事を見つけて自立しないと…

孤独死は大変だったなあ。修繕費用がすごくかかってしまった…。

みんなの困っていることに対して…

家主

家主の方には、安心して住まいを貸すことができるよう、国、大阪府、豊中市の制度や民間事業者の取組みなどの情報を発信していきます。

円滑な入居



住宅確保要配慮者

入居希望者の方には、その方に応じた家賃債務保証や見守りなどの居住支援サービスに関する助言や情報提供を行います。

豊中市居住支援協議会 相談窓口

具体的には…

家賃の未払いや部屋の原状回復に対する不安には、家賃債務保証会社との保証契約を

孤独死などの事故に対する不安には、見守りや安否確認サービスの利用を

自立した生活が営めるのかといった不安には、ケアマネージャーや支援者との連絡体制の構築を



などの方法があります

こんな「まち」をめざしています

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる!

みんなが「つながる」って大事だね!

みんなで「住みよいまち」にしよう!

豊中市居住支援協議会に相談してみよう

入居者へのサポートがあれば、お互い安心だね



ご相談から入居までの流れ

1

窓口での相談 (面談)

民間賃貸住宅をお探しの方でご希望の物件が見つからない方は、まずお電話でお問い合わせののち、相談窓口にお越しください。相談窓口では専門の相談員が、面談により物件に関する希望などをお伺いします。面談には、入居希望者の状態をよく把握されているケアマネージャーや支援者の方となるべく一緒にお越しください。

お伺いする主な内容は、次の通りです。

- ① 困っている内容
- ② ご本人・ご家族の状況
- ③ 家賃・地域・間取りなどの物件の希望などを伺い、相談記録票にまとめます。



2

居住支援 サービスの 紹介

困っている内容をふまえ、家賃債務保証や見守りなど入居希望者に応じた居住支援サービスのご紹介をさせていただき、入居に向けた助言を行います。

3

物件情報の提供

相談員が、市内の不動産協力店と連携して入居可能な賃貸物件の情報（必要な居住支援サービスを含む）を入居希望者に提供します。

4

物件の内覧・ 契約の説明

提供された物件情報のうちご希望の物件がございましたら、不動産協力店に出向いていただき、物件の内覧や賃貸借契約に関する説明を受けていただけます。



5

居住支援 サービスの 利用申請

入居に必要な居住支援サービスの申込書類へのご記入やご契約、関係書類のご提出が必要となります。

6

賃貸借契約締結 サービス利用 決定

必要な書類等が整いましたら、賃貸借契約を締結し、入居に必要な居住支援サービスの利用が決定となります。

7

入居

よくある質問



1

窓口での相談(面談)

Q 誰でも相談できるの？

A 対象者は、豊中市内在住、在勤、在学の住宅確保要配慮者の方で、豊中市内の民間賃貸住宅への入居にお困りの方です。

Q 相談窓口はどこにありますか。相談費用は必要？

A 豊中市役所第二庁舎5階 一般財団法人豊中市住宅協会窓口まで事前にお電話の上、お越しください。ご相談は無料です。(06-6858-2742)

Q 相談を聞いてくれるのは、どのような方ですか？

A 高齢者住まいアドバイザーや宅地建物取引士など、専門の相談員が対応します。

Q どんな相談ができるの？

A 賃貸住宅を探す上でお困りのことについてお聞かせください。入居に向けて必要な助言や情報を提供します。



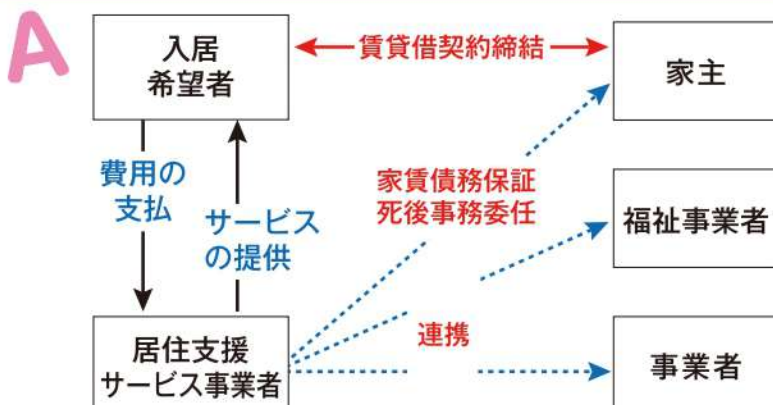
Q 相談の時ケアマネージャーなどの支援者との同行は必要？

A 現在、何らかの福祉サービスを受けておられる方は、入居希望者の状況や住み続けるための助言をいただきたく、ケアマネージャーや支援者などの方の同行をできるだけお願いします。

2

居住支援サービスの紹介

Q 居住支援サービスとは、どのようなものですか？



入居希望者の状況に応じて、公的福祉サービス以外の居住支援サービス(有料)の提供を受けることで、入居しやすい環境を整えるものです。主な居住支援サービスは次の通りです。

- ①見守り(安否確認)
- ②金銭・財産管理(後見制度)
- ③死後事務委任
- ④家財処理・遺品整理
- ⑤家賃債務保証 など



2 居住支援サービスの紹介

Q 物件を紹介してもらう際、どのような居住支援サービスの利用が必要なのですか？

A 家主の方の不安を解消し、入居につなげていくことを目的に、居住支援サービスの利用を提案いたします。そのため、入居希望者の状況や条件によって、必要とされる居住支援サービスの種類や内容は異なりますので、お困りの内容をふまえ、各種居住支援サービスを紹介させていただきます。

3 物件情報の提供

Q 物件紹介までどれ位の期間がかかりますか。また、相談窓口では必ず希望通りの物件を紹介してくれますか？

A 不動産協力店などへ照会を行い、入居要件が整理された物件について情報提供します。このため、面談から数日程度かかる場合があります。また、家賃や地域など、希望条件に合致する物件が見つけれない場合もあります。



4 物件の内覧・契約の説明

Q 内覧の際、ケアマネージャーなど支援者の同行は必要？

A 物件の内覧時には、福祉のプロの視点から安心して住み続けるための知恵や助言をお願いしたいので、可能な限り同行をお願いいたします。



Q 相談窓口では、賃貸借契約の仲介は行っていないの？

A 相談窓口での仲介は、原則行っておりません。仲介に至るまでの情報提供や居住支援サービスに関する助言を行い、条件整理のお手伝いまでをいたします。不動産協力店から情報提供された物件については、その不動産協力店が仲介いたします。





不動産事業者団体

大阪府宅地建物取引業協会 北摂支部
 (公社) 全日本不動産協会大阪府本部 北大阪支部

福祉事業者団体

(社福) 豊中市社会福祉協議会
 豊中市障害者自立支援協議会
 豊中市地域包括支援センター連絡協議会

居住支援団体

(一財) 豊中市住宅協会

豊中市

こども未来部
 市民協働部
 都市計画推進部
 福祉部



お問い合わせ先

豊中市居住支援協議会 事務局 ☎06-6858-2742

大阪府豊中市桜塚3丁目1番1号 豊中市役所第二庁舎5階 (一財)豊中市住宅協会内
 午前9時～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)